

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する掲示

- ◆ 当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者様の負担を軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

後発医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

先発医薬品より安価で、効目や安全性は先発医薬品と同等です。

- ◆ 医薬品の供給が不足した場合に医薬品の処方等の変更に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ◆ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明いたします。